

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 22 日

各 検疫所 御中

健康・生活衛生局食品監視安全課

食品、添加物等の規格基準の誤植について

今般、標記について、消費者庁食品衛生基準審査課から、別添のとおり各都道府県等衛生主管部（局）宛てに事務連絡が発出されましたので送付いたします。

関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 22 日

厚生労働省健康・生活衛生局
食品監視安全課 御中

消費者庁食品衛生基準審査課

食品、添加物等の規格基準の誤植について

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）については、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 29 号）により、「第 2 添加物の部」の内容の一部を改正しましたが、一部に誤植があったことから、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）等宛てに通知しましたので、御了知方お願いします。

事務連絡
令和7年10月22日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

消費者庁食品衛生基準審査課

食品、添加物等の規格基準の誤植について

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）については、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和6年厚生労働省告示第29号）により、「第2 添加物の部」の内容の一部を改正しましたが、一部に誤植があったことから、別紙のとおり正誤表を送付いたします。つきましては、別紙の内容について関係者への周知をお願いするとともに、その円滑な運用に御配慮をお願いします。

なお、本件については、別途、規格基準告示の改正を行う際に、併せて修正を行う予定であることを申し添えます。

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）「第 2 添加物の部」正誤表

分類	品名等	項目	誤	正
D 成分規格・ 保存基準各条	ポリリン酸 カリウム	定量法	$\frac{M_S \times 2.291 \times 100}{M_T}$ ただし、M_S：検液 5 mL 中のリン（P）の質量（g） M_T：試料の採取量（g）	$\frac{M_S \times 2.291 \times 100}{M_T} \times 100$ ただし、M_S：検液 5 mL 中のリン（P）の質量（g） M_T：試料の採取量（g）